

3 利用者の意見聴取

3-1 利用者アンケート調査

1) 対象者数・配布方法・回収状況等

既存の青少年教育施設の利用団体等を対象に意見聴取を実施した。

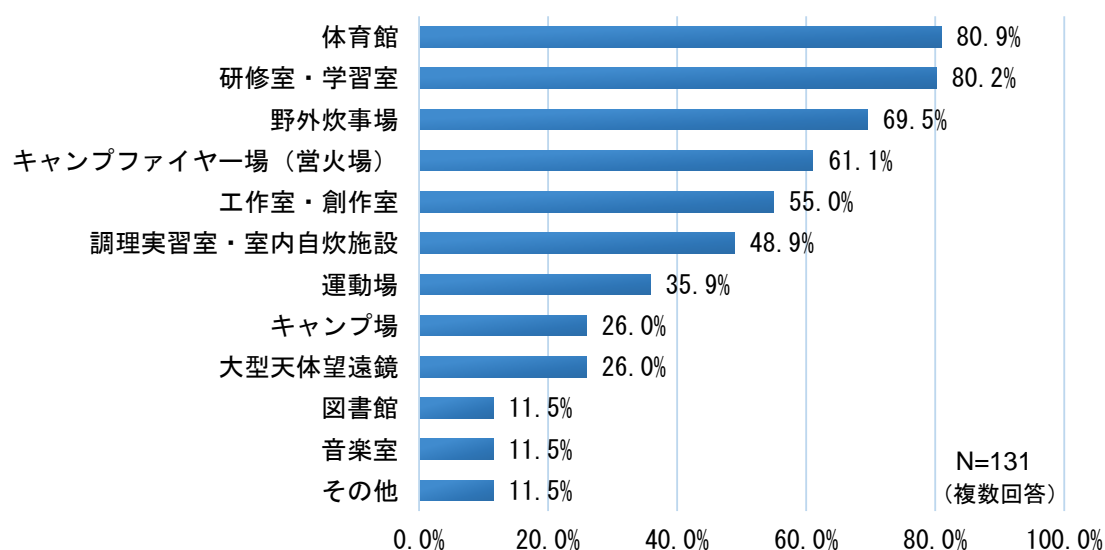
配布期間	対象者	回収数
8月初旬 ～10月 (約3か月)	芳賀青年の家利用団体	22
	太平少年自然の家利用団体	30
	なす高原自然の家利用団体	74
	その他の利用団体	5

2) 利用者の参加者人数

既存の青少年教育施設の利用団体ごとの利用者人数は次のとおりである。

対象者	平均(人)	最大(人)	最少(人)
芳賀青年の家利用団体	33	73	11
太平少年自然の家利用団体	47	138	9
なす高原自然の家利用団体	52	185	6
全体	48	185	6

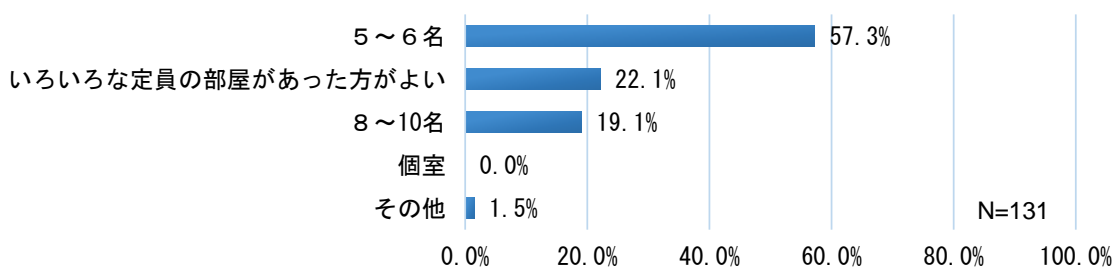
3) 青少年教育施設を利用する上で、必要性が高いと思われる設備



【「その他」の具体的な回答内容】

- ・施設又は施設の近くまで、電車・バス等の公共機関があると利用しやすい
- ・雨天の時も対応できるものがあれば大変有り難い
- ・天体観測は他ではなかなか機会がない
- ・テント設営場、アスレチック
- ・近くの自然を生かした体験ができるような施設
- ・雨天でも利用できる室内キャンプファイヤー場、プール
- ・佐野方面だったらエアコン、プール施設
- ・全部あると良いと思う
- ・その土地に適したプログラム
- ・ウォークラリー、保健室
- ・視聴覚室
- ・浴場
- ・散策コース
- ・野外活動（ハイキング、自然観察ゲーム、オリエンテーリングなど）に適した環境

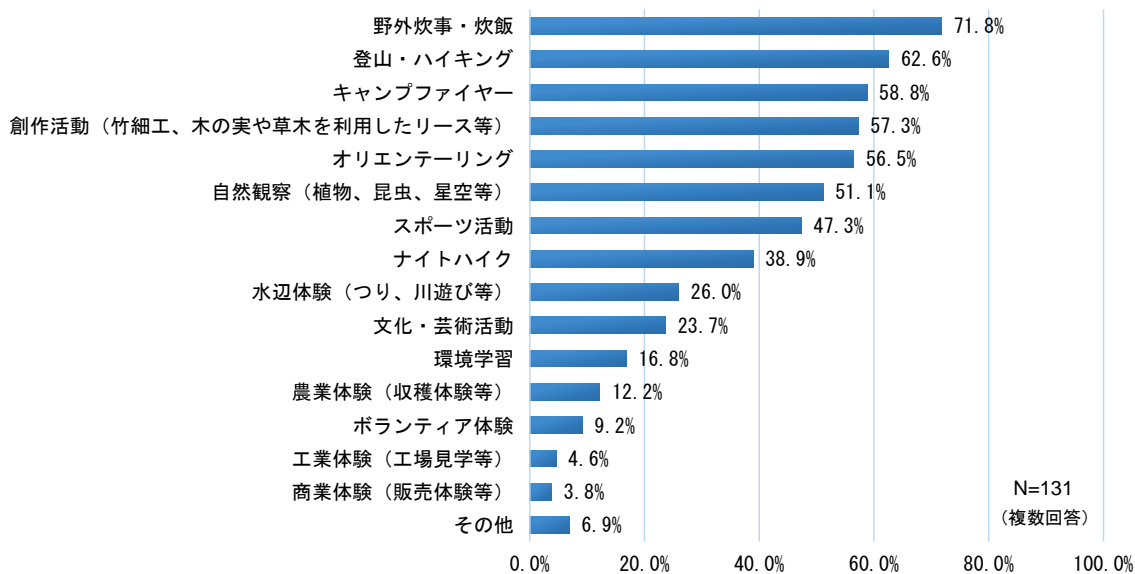
4) 青少年教育施設の宿泊室の定員



【「その他」の具体的な回答内容】

- ・研修生用の5～6名の部屋と指導者用1～2名の部屋があると使いやすい
- ・指導者室、講師室があると良い
- ・バリアフリー室があると良い
- ・目的によりいくつかパターンが必要かと思われる
- ・2～3人の部屋が良い
- ・指導員部屋（5～6名）があると良い

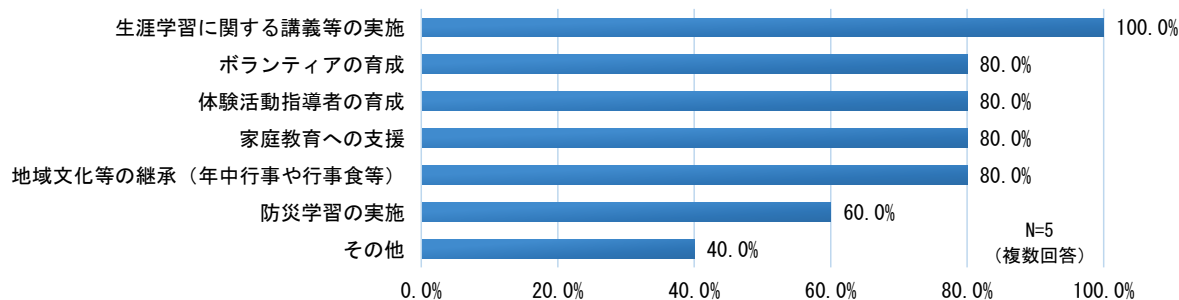
5) 青少年教育施設で行いたい活動



【「その他」の具体的な回答内容】

- ・習字の研修と日本のしきたり等の研修会
- ・みかも焼き体験等 民芸品の体験
- ・軽スポーツ、レクリエーション等
- ・どの場所に建てるかで違っている
- ・冬の雪遊び体験（なす高原自然の家）
- ・チームビルディング（効果的な組織づくりやチームをまとめるプログラム）
- ・建物のバリアフリー化、障害者も参加しやすい活動
- ・天体観測

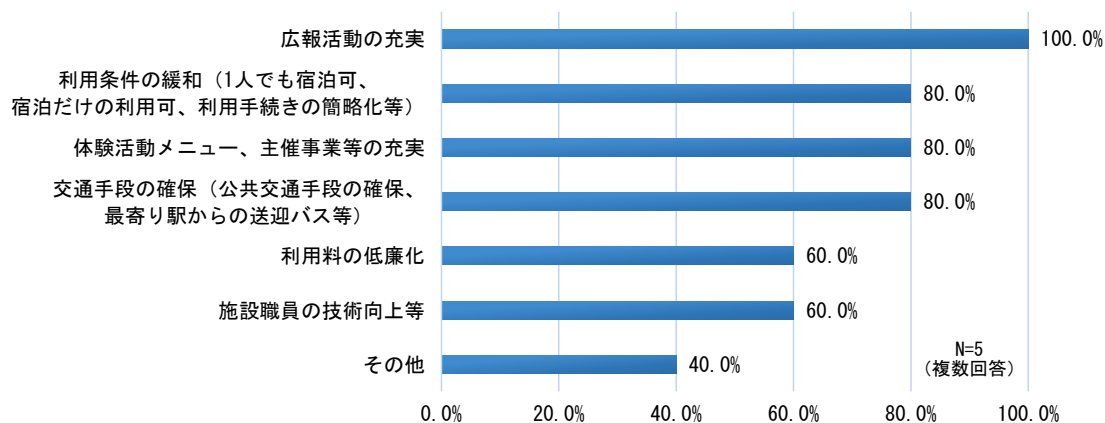
6) 新しい青少年教育施設（幅広い年代の利用も想定）に必要な機能



【「その他」の具体的な回答内容】

- ・ K Y T（危険予知トレーニング）活動
- ・ 県内外のボランティア等の交流事業

7) 新しい青少年教育施設（利用率を上げるため）に必要な工夫



【「その他」の具体的な回答内容】

- ・ 野外活動及び野外炊飯のできる場所を確保
- ・ 学校利用だけでなく社会教育団体の利用促進

8) 新青少年教育施設に対して望むこと（自由回答）

- ・園児や児童生徒、また、大人向け生涯学習の場として、日常の生活空間の中では味わえないような自然体験や創作活動等に打ち込める施設を望みます。また、冒険心の探求とともに、安心安全が確保されていること。そして、様々なご指導を施して下さるスペシャリストの方々の存在も魅力的であると思います。
- ・私達は高校の運動部なので、体育館や運動場が整備されているといいと思います。研修施設であれば部屋ごとのバス・トイレは必要ありませんが、空調は24時間自由に使えると有り難いです。あとは費用面で現在のように安価で利用できると助かります。学校には諸会費等もなかなか収められない生徒もいます。
- ・音楽室など合唱の練習ができる部屋があるとよいと思います。
- ・県内の青少年教育施設が減少しているため、多様な活動ができる施設が求められると考えます。小学校や特別支援学校の体験学習や中・高の部活動の合宿や学習合宿にも対応できる施設になることを期待しています。
- ・きれいであること。
- ・駐車場が広いと良い。また、施設との距離も近いと良い。(荷物が多い場合が多い。)
- ・子供たちが普段体験できないような事がたくさんできる施設設備があると良いと思います。
- ・生活班が9～14人だったがお風呂場の脱衣所スペースにゆとりがあるとスムーズに入れると思う。館内の配置（宿泊室など）が分かりやすいと有り難い。
- ・普段の学校生活ではできない事が体験できる施設であって欲しい。
- ・小さな団体から全校規模の活動まで幅広く受け入れていただける施設があると有り難いです。公共交通機関も利用できると良いと思います。
- ・バスが施設まで入れるようにしていただけると有り難いです。食事がもう少し美味しくなると嬉しいです。完全なバリアフリー他。
- ・通常の学校生活で経験できないことをメインに活動できればと思う。特に、宿泊した際の夜の活動は貴重なので、ナイトハイクやキャンプファイヤーが充実していると有り難い。
- ・充実した研修施設になる事を望みます。
- ・団体が望む活動ができるように様々なプログラムがあると良い。
- ・普段体験できないような自然との触れ合いなどが充実した施設になる事を期待します。また、年々引率者も少なくなっているため、施設の職員の方に関わっていただける機会が増えるよう、職員の数も可能な範囲で増やしていただけると引率する側としては有り難いです。
- ・食事がおいしいこと、防音にすぐれていると嬉しい。汚れにくいこと。子どもはすぐに何かをこぼしたりするのでシミがつきにくい施設を望みます。
- ・同じく栃木県の施設であれば予約の受付窓口を一元化して、活動目的や内容により各施設に振り分けた方が各団体のニーズに応え予約が希望通りに進むのではないかと思います。
- ・定員人数 多く入れる場所。警備体制、安全の確保。カリキュラムの充実と指導者確保。食事面の充実（アレルギーへの対応）。

- ・地域によっては冷暖房設置が必要と思われます。大きい荷物は（特に幼児が使用する場合その他）負担にならないよう念入りに配慮をお願いしたい。
- ・学校にいと体験できないことを体験できる場であって欲しいです。
- ・最近起こっている震災を考えると自分の身は自分で守るという事を強く感じております。そんな時色々な体験が生かされてくると思います。楽しい体験がいざという時のためになればと思います。たくましい子供たちに成長できる場として活動できる施設が望ましいと思います。
- ・体育館はバスケットボールコート2面分あるとよいと思います。
- ・国際交流や異文化交流の場としても活用できるよう願う。
- ・新青少年教育施設は市街地に近いので外部からの侵入が心配です。セキュリティの強化が必要だと思われる。また近くにゴミ処理場などもあるので環境学習はリサイクル学習を行う機会があればと思います。
- ・建物のバリアフリー化、障害者も参加しやすい活動、プログラム。
- ・これまでのノウハウを生かしてより良いものにしていただきたい。
- ・自然体験のプログラムが充実していることや雨天にも対応していることを望みます。
- ・児童の目線にそって建物や中の施設を作っていただければと思います。
- ・各年代の活動に合った体験施設の整備。県南西部に施設が欲しい。交通アクセスの良い所。
- ・様々な障害に対応できるような施設をお願いしたいです。例えば盲学校であれば、点字、単純で分かりやすい配置の施設など。
- ・アスレチック活動や普段できないハンモック作り等、プロの方にプロのやり方を教えてもらいたい。お土産コーナーが欲しい。家へのお土産に伝統工芸品等、販売して欲しい。
- ・自宅ではできない環境（テレビがない等）で改めて家族団らん、会話、友達との会話・対話を充実できるような施設が良い。（時間割、プログラムも考えながら）
- ・野外活動を主として行っている私達の団体では、指導者養成事業として、テント泊、野外炊事を行う施設で、講義並びに実習を行う体育館を必要とします。これらの研修には関東ブロックとして開設するため、高速からのアクセスのよい立地は魅力的です。また県カブラーリなどの大規模集会、各国の利用による舎営（室内泊）、キャンプ等新青少年教育施設開設への期待は大きいものがあります。
- ・できるだけベッドルームを多くして欲しい（宿泊室）。障害者への配慮ができるようにする。（いろいろな面で）。研修室は小、中、大の使用ができるようにする。多様に使えるように。遊歩道を設けて散策できるようにすると良い。（外で。室内での工夫も）。青少年が色々な体験をして、よりよく成長していける人材づくりをして欲しい。地域の方々との交流もできるようなプログラムも考えて欲しい。平日は成人が色々なプログラムに参加できるようにすると良い。
- ・大平山の教育施設は老朽化が激しく、夏場の利用は特に厳しかった。場所位置がとてもよかったので、JRの駅からもハイキングやぶどう狩りなど良い環境だと思っていた。栃木駅からも国学院行きのバスがあって良かった。みかも山となると高速からのアクセスは良い

が、それ以外の手段がなくて利用しにくいと考えます。

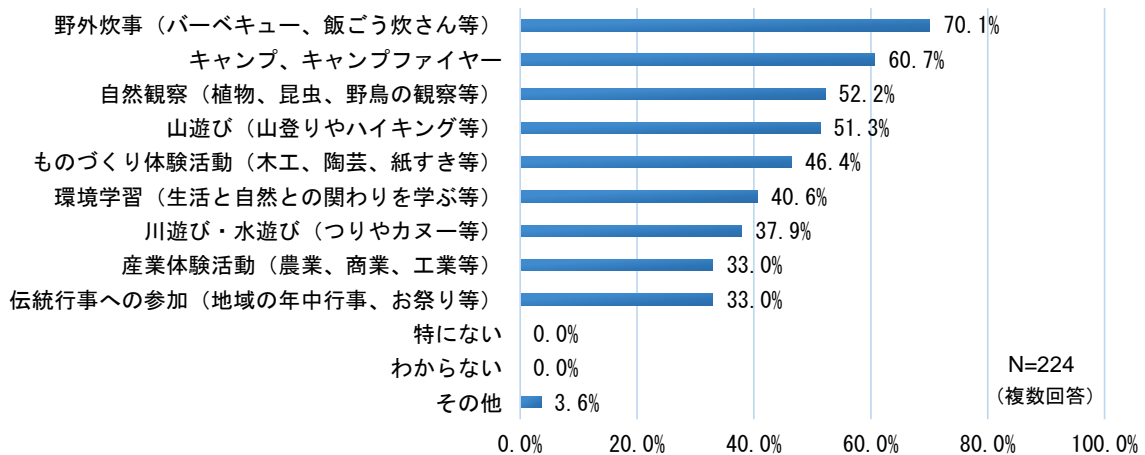
- ・家では体験できない自然体験をたくさんさせたいです。施設面では浴室、トイレの充実をお願いしたいです。浴室は広めでシャワーの数が10以上あると良いと思いました。
- ・自然を生かし、日頃体験できない活動を安全に行えるように支援していただけると、有り難いです。
- ・バリアフリーの環境（スロープ、エレベータ、多目的トイレ等）。公共交通機関の利便性（鉄道、路線バスからのアクセス）。
- ・障害がある方でも安心して使える施設。バリアフリーや車イスの方でも使えるトイレや風呂。お金がかかると思うが、雨天の時も使える施設があると計画しやすい。
- ・豊かな自然を生かして、そこでしか味わえないような活動を期待します。それから部屋の整頓等は、できるだけ簡単に済む方が良いです。
- ・自然の体験活動を多く取り入れたいので、その様なプログラムを多くして欲しいです。みかも山の地域性を生かしたプログラムもぜひ取り入れて欲しいです。
- ・発達段階に応じた集団生活・自然体験学習が充実していることが望ましいです。
- ・今後も社員教育に使用させていただきたい。
- ・公共交通機関（特に電車）を利用できるように、駅から徒歩で行けるような距離にあると良い。
- ・利用者が使いやすい事が第一だと思います。リピーターを増やせば良い方向で運営が展開できると思います。そのためには、施設の立地上のメリットを生かした企画やその準備（活動の実施にあたっての環境づくり）を前面に出した運営が大切だと思います。海、山、観光名所、それぞれの土地の魅力を意識した施設をお願いしたいと思います。その上で、既存の施設の活動状況を踏まえた「どこでも、だれもが」活用している内容を取り入れていただければと思います。
- ・自然体験の出来る事（その土地ならではの）障害のある青少年も利用できる事を考えると施設にエレベーターが必要かと思われまます。
- ・アクティブラーニングが実施できるように。自主的な活動を中心としたものになると良いと思います。
- ・子どもたちにとって初めての場所は、戸惑いと不安を感じるものです。施設の規模は大きすぎない方が良いでしょう。
- ・学校ではできない活動、家庭生活ではできない経験などが体験できる場であって欲しいと思います。特に自然に触れることのできる活動が魅力的だと思います。
- ・JRなど公共交通機関からアクセスのよい所に設置していただくと、より利用しやすいと思います。
- ・自然を利用したアスレチック場など、遊べるところがあると良い。このような施設が今後も継続してあって欲しい。男の子のトイレは、子どもにも使いやすい高さが良い。
- ・最寄りの駅から徒歩で行けると良い。

3-2 平成 28 年度 第 3 回 とちぎネットアンケート結果（抄）

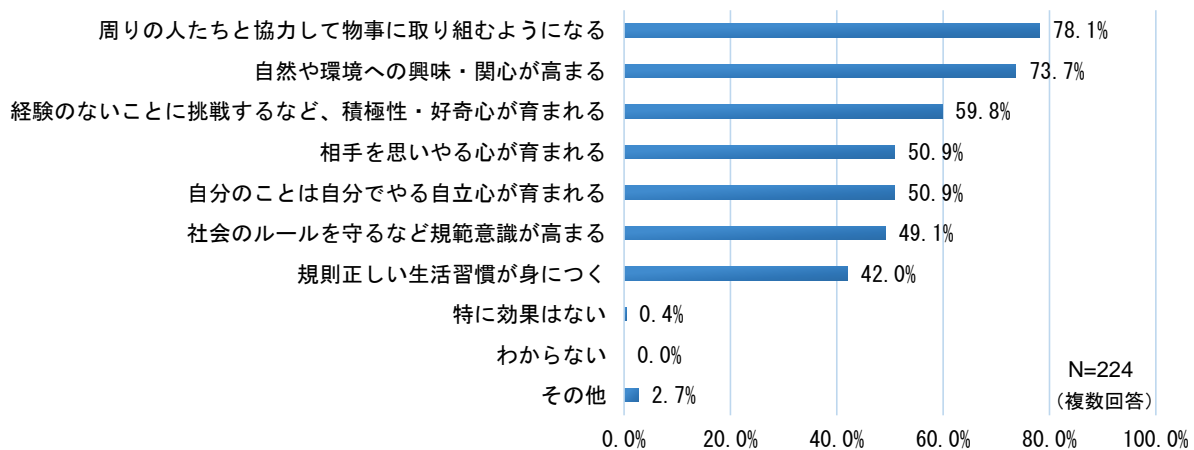
【対象者・回収状況等】

調査対象者	とちぎネットアンケート協力者（平成 28 年度第 3 回アンケート対象者）383 名
調査方法	電子メールによる配布及び電子申請による回答
調査期間	平成 28 年 7 月 1 日～7 月 14 日
回収数・回収率	224 件 58.5%

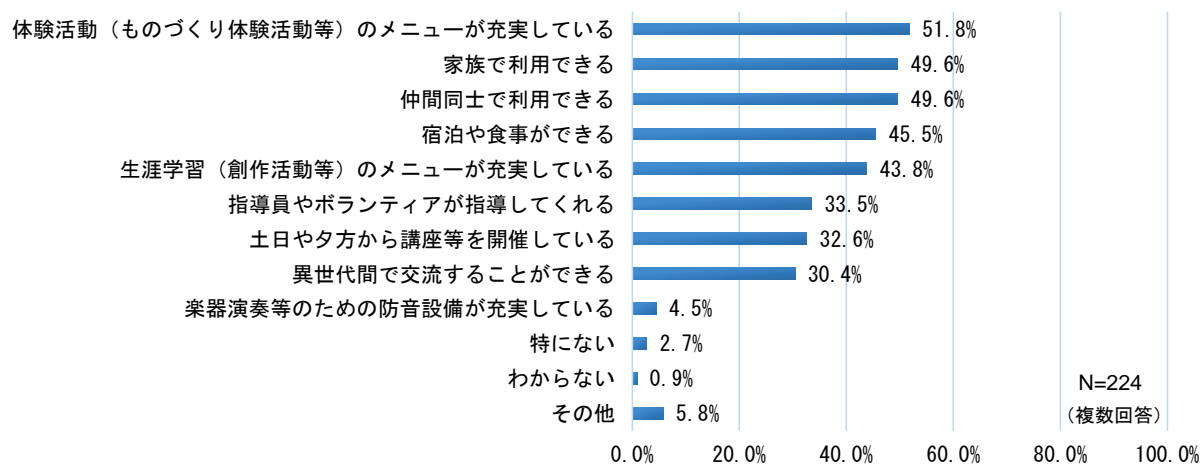
問 5 青少年が体験すると良いと思う自然体験や社会体験（以下「体験活動」という）はどのようなものですか。主なものを選んでください。（5 つまで選択可）



問 6 体験活動は青少年の健全な育成にどのような効果があると思いますか。主なものを選んでください。（5 つまで選択可）



問9 体験学習や生涯学習を行う上で、青少年教育施設に求めるものは何ですか。(5つまで選択可)



4 整備課題の整理

新施設の整備に際し、課題を整理すると以下のような事項が挙げられる。

■上位計画との整合と多様な県民ニーズへの対応

新施設の整備に際しては、青年の家や少年自然の家を取り巻く社会環境や施設自体の老朽化などを踏まえ、県政の基本指針である栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」や、青少年教育施設整備のあり方を具体的に示した「青少年教育施設再編整備計画：平成18年2月」や上位計画との整合を図るとともに、青少年のみならず幅広い年齢層を対象とし、誰もが利用しやすい施設とするなど、広く県民に体験活動や交流活動等をはじめとする生涯学習の場と機会を提供する施設整備が必要である。

■社会的背景を踏まえた施設整備・運用

少子化や社会的ニーズの多様化などの社会的背景や学校教育をとりまく教育環境など、青少年教育施設をとりまく状況に大きな変化が生じている。これに伴い、施設に求められるニーズも多様化しており、利用率・宿泊利用率の向上のための新たな工夫や特徴ある施設整備が必要である。

このためには、設備の充実などのハード面のみならず、施設利用の制限緩和や体験活動メニューの充実、情報発信など、ソフト面でのサービスの向上が必要である。

■自然環境に対応した施設整備

新施設の計画地の近くには、ため池や水脈が位置している。また、地質調査の結果から地下水位が比較的高く、地表より1.6m地下にあり、表層付近の地質においてもN値=10前後を示すなど、建築物基礎の支持地盤としては、良好な地盤であるとは考えにくい。

このため、施設整備の実現化に向けた今後の展開においては、支持層の確認のための地質調査の実施（深い位置までのボーリング調査）が必要である。

■生態系：動植物に配慮した施設整備

文献調査の段階ではあるが、計画地の周辺には様々な絶滅危惧種の生息が確認されている。

このため、施設整備の実現化に向けた今後の展開においては、計画地周辺における生物の生息状況の確認を行うとともに、これを踏まえて地形改変や伐採を最小限にとどめ、できるだけ現時点の環境を確保することが必要である。

■景観・周辺環境に配慮した施設整備

みかも山公園は、自然や植物を活かした観光・レクリエーション地となっており、栃木市においては、とちぎ花センターと道の駅「みかも」への来訪者と併せて、町の観光客数の約2割(H27)を占める重要な観光資源となっている。計画地周辺に、特に貴重種となっている植物

は分布していないが、周辺の自然環境・景観との調和は図る必要があることから、地形改変や伐採の最小限化、樹林地の保全、掘削面の緑化など、自然を満喫するためにみかも山公園を訪れる人達への配慮が必要である。

また、周辺の自然環境・景観に調和した施設とするため、木材を取り入れた施設が望ましい。

■新たなアクセス道路・交通機関の確保

みかも山公園に隣接する駐車場は、閉園後には封鎖され、自由な出入りが不可能となる。このため、新施設の（団体）利用者へ対応として、施設周辺に大型車対応駐車場の確保が必要である。また、公園内への一般車の進入・通行はできないため、緊急自動車や施設管理・運営を目的とする車両の施設への接続を目的とするアクセス道路を確保する必要がある。

また、本施設（みかも山公園）へのアクセスは、自家用車やタクシーなどによる自動車交通が主体となっている。今後、施設への利用者数・宿泊者数の確保と向上のためには、新設バス路線の設置など公共交通の導入検討が必要である。なお、バス路線の設置検討においては、近傍の道の駅「みかも」への経由など、周辺市町との連携を図った検討が必要である。

■施設整備に向けた配慮

計画地周辺の地形は傾斜地となっており、建設整備においては、極力現在の地形を活かした整備計画が必要となるが、切土の発生土は免れない。このため、工事により発生した残土処理対策（土捨て場の確保など）が必要である。また、電気・ガス・水道などのインフラ整備についても、施設の計画に合わせた検討が必要となる。

■法規制への対応

計画地は、鳥獣保護区に指定されているため、建設に際しての環境影響評価条例における地域区分は、【配慮地域】に該当する。しかし、青少年教育施設の建設に関しては、環境影響評価の対象となる事業種類に該当しないため、環境影響評価は原則的に不要となる。

また他にも、次の関係法令との対応が必要である。（次頁の表参照）

①都市計画法

開発行為の許可。都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例であり、本事業が公益上必要なものと認められれば適用外となる可能性がある。

②都市公園法

禁止されている行為等の確認。許可申請書等の資料の提出の有無についても確認が必要。
なお、都市公園内に設置する施設は、都市公園法第2条第2項に規定される公園施設として位置付ける必要がある。

③建築基準法

建築規制と建築確認。新設建築物であり、文化財の指定を受けたものではないため、必要となる。

④大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法及び県生活環境の保全等に関する条例

施設の設置、建設作業、土地の形質の変更による届出について確認が必要。

図表 4.1 本事業の開発行為に関わる関係機関等との調整事項

	関係法令	行為の内容等	調整先	本事業での対応
大規模開発行為の事前協議	土地利用に関する事前指導要綱	5 ha 以上（国土利用計画法に基づく規制区域、監視区域、中止区域内の土地は2 ha 以上）の土地について開発事業を伴う土地売買等の契約をしようとする場合又は開発事業を行う場合	総合政策部 地域振興課	× ・国土利用計画法等に基づく区域ではないため適用外
開発行為の許可	都市計画法 都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合 ・市街化区域 : 1,000 m ² 以上 ・市街化調整区域 : すべて ・非線引き都市計画区域 : 3,000 m ² 以上 ・都市計画区域外 : 10,000 m ² 以上	栃木市 都市計画課	○ ・計画地は市街化調整区域のため該当 ・本事業が公益上必要なものと認められれば適用外となる可能性もある
施設の位置付け	都市計画法	都市公園内に設置する施設は、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設として位置付けが必要。	県土整備部 都市整備課 公園事務所	○ ・計画地は都市公園であるため該当
規制される行為の許可	都市公園法 栃木県都市公園条例	建ぺい率は特例を除き100分の2を超えてはならない。 (法第4条、条例第2条の2)	県土整備部 都市整備課 公園事務所	○ ・適用
		次に掲げる行為をしてはならない（抜粋）。 ・公園施設及び備品を損傷し、又は汚損すること。 ・竹木を伐採し、又は植物を採取すること。 ・土地の形質を変更し、又は殺傷すること。 ・公告、宣伝その他これに類する行為をすること。 ・拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発すること。 ・指定された場所以外の場所へごみその他の汚物を捨てること。 ・指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は止め置くこと。 ・立入り禁止区域に立入ること。 ・前各号に掲げるもののほか、都市公園の利用及び管理に支障を及ぼす行為をすること。		○ ・計画地は都市公園であるため該当 ・都市公園内に設置する施設は、都市公園法第2条第2項に規定される公園施設として位置付ける必要がある。
		高齢者・障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例		園路や駐車場等の特定公園施設の設置に関する基準を適用すること。
	宅地造成等規制法	以下のような土地の形質の変更等の行為を行う場合 ・切土した部分が高さ2mを超えるがけができる場合、又は、盛土した部分が高さ1mを超えるがけができる場合 ・切土と盛土とを同時にする場合、盛土の部分が1m以下のがけができ、かつ、切土と盛土を合わせて2mを超えるがけができる場合 ・切土又は盛土をする土地の面積が500 m ² を超える場合	県土整備部 住宅課	× ・計画地は、住宅造成工事規制区域ではないため適用外
建築規制と建築確認	建築基準法 栃木県建築基準条例	床面積が10 m ² を超える建築物を建築する場合（都市計画区域内）	県土整備部 建築課	○ ・新設建築物であり、文化財指定されたものではないため、適用

	関係法令	行為の内容等	調整先	本事業での対応
公害防止 関係	大気汚染防止法 栃木県生活環境の保全等 に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり500以上のボイラーを設置する場合、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置の届出が必要。 ・施設工事に伴い、500㎡以上の面積の土石又は鉱物等のたい積場を3か月以上設置する場合、大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設又は栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じんに係る特定施設の設置の届出が必要 	環境森林部 環境保全課 小山環境管 理事務所	△ ・現段階では不明
	水質汚濁防止法 栃木県生活環境の保全等 に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法施行令第1条別表第1に掲げる特定施設を設置する場合 令別表第1の施設番号66の3 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（昭和49.12.1施行） イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設 	栃木市 環境課	○ ・適用
	土壌汚染対策法	<ul style="list-style-type: none"> ・3,000㎡以上の土地の掘削その他土地の形質の変更をする場合、届出が必要。 ただし、環境省令で定める軽易な行為その他の行為等は届出不要。 	環境森林部 環境保全課 小山環境管 理事務所	△ ・現段階では不明
	栃木県生活環境の保全等 に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域において指定揚水施設を設置しようとする者は、条例39条の3により届出が必要。 	栃木市 環境課	△ ・現段階では不明